

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セントビンセント	オウイア水産センター整備計画 のための贈与に関する日本国政府 とセントビンセント及びグレン ダズイーン諸島政府との間の交 換公文	オウイア水産センター整備計画を実施するために必 要な 1. 漁業基盤施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	555,000千円 H19.11.21まで	H18.11.22 キングダス タウンで (同日)	日本側 関興一郎在セント ビンセント大使 側 モン セントビンセントダニエル農 業森林水産大臣	H18.12.5 648号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。